



発行 東京都

目次

11

条 例

- スマート東京推進基金条例……………（戦略政策情報推進本部）…二
 - 令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例…二
 - …（総務局）…二
 - 緑あふれる東京基金条例……………（都市整備局）…三
 - 東京都イノベーション創出基金条例を廃止する条例……………（産業労働局）…三
 - ゼロエミッション東京推進基金条例……………（環境局）…三
 - 東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例を廃止する条例…三
 - …（同）…四
- 規 則
- 令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則……………（総務局行政部政課）…四

条例のあらまし

●スマート東京推進基金条例（条例第二号）

一 データと最先端技術を駆使し、社会におけるサービスの高度化やイノベーションの創出を進め、東京をソサエティー五・〇の実現によりスマート東京に進化さ

せていくため、スマート東京推進基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（条例第三号）

一 令和元年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●緑あふれる東京基金条例（条例第四号）

一 都市における生産緑地、樹林地等の保全や新たな緑の創出などにより、緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京の実現に資する事業に要する資金に充てるため、緑あふれる東京基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都イノベーション創出基金条例を廃止する条例（条例第五号）

一 スマート東京推進基金の新設に伴い、東京都イノベーション創出基金を廃止します。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行します。

●ゼロエミッション東京推進基金条例（条例第六号）

一 都内からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにするとともに、世界の脱炭素化にも貢献するゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用拡大、省エネルギーの推進、電気自動車等のゼロエミッションビークルの普及、プラスチック対策等の施策を推進するため、ゼロエミッション東京推進基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例を廃止する条例(条例第七号)

- 一ゼロエミッション東京推進基金の新設に伴い、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金を廃止します。
- 二この条例は、令和二年四月一日から施行します。

条 例

スマート東京推進基金条例を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二号

スマート東京推進基金条例

(設置)

第一条 データと最先端技術を駆使し、社会におけるサービスの高度化やイノベーションの創出を進め、東京をソサエティー5・0の実現によりスマート東京に進化させていくため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、スマート東京推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三号

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)別表に定める単位費用は、令和元年度分限り、同表一の部三の款一の項中「九五四二円」とあるのは「九、九四三円」と、同表二の部七の款一の項中「一四一、六五九、八〇〇円」とあるのは「一六八、八七一、四五九円」と、同表二の項中「一五三、八六九、七二七円」とあるのは「一八二、六九一、七五六円」と、同表三の項中「四、七九四円」とあるのは「五、九七八円」と、「三、〇七六円」とあるのは「三、八二二円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緑あふれる東京基金条例を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第四号

緑あふれる東京基金条例

(設置)

第一条 都市における生産緑地、樹林地等の保全や新たな緑の創出などにより、緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京の実現に資する事業に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、緑あふれる東京基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都イノベーション創出基金条例を廃止する条例を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五号

東京都イノベーション創出基金条例を廃止する条例

東京都イノベーション創出基金条例（平成二十九年東京都条例第五号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

ゼロエミッション東京推進基金条例を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第六号

ゼロエミッション東京推進基金条例

(設置)

第一条 都内からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにするとともに、世界の脱炭素化にも貢献するゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用拡大、省エネルギーの推進、電気自動車等のゼロエミッションビークルの普及、プラスチック対策等の施策を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、ゼロエミッション東京推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例を廃止する条例を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七号

東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例を廃止する

条例

東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例(平成二十七年東京都条例第六十四号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

規則

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算

定の特例に関する規則を公布する。

令和二年三月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第十四号

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則

令和元年度分の基準財政需要額を算定する場合における都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百八十二号)第六条第五項及び別表第一から別表第三までの規定の適用については、第六条第五項の表経常的経費の部衛生費の項中「(徳答補正係数-1)」とあるのは「(徳答補正I係数-1)+(徳答補正II係数-1)」とし、別表第一経常的経費の部衛生費の項中「0.815」とあるのは「0.823」とし、「0.185」とあるのは「0.177」とし、同表投資的経費の部教育費の項中「0.614」とあるのは「0.610」とし、「0.386」とあるのは「0.390」とし、別表第二経常的経費の部衛生費の項中「0.932」とあるのは「0.894」とし、「0.952」とあるのは「0.954」とし、別表第三経常的経費の部衛生費の項中

「算式

$$\frac{B \times 42,874 + 8,376,510}{A \times 9,943} + 1$$

算式の符号

A 昭和62年法律第97号による改正前の公害健康被害補償法(昭和

48年法律第111号)第2条の規定により地域指定を受けていた特別区における測定単位の数値

B 当該年度の前前年度の3月31日現在において、公害健康被害の

補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第3項の規

定に基づき認定を受けた当該特別区の被認定患者数

「補正Iの算式

$$\frac{B \times 42,874 + 8,376,510}{A \times 9,943} + 1$$

算式の符号

A 昭和62年法律第97号による改正前の公害健康被害補償法(昭和

48年法律第111号)第2条の規定により地域指定を受けていた特別区における測定単位の数値

48年法律第111号) 第2条の規定により地域指定を受けていた特別区における測定単位の数値

B 当該年度の前前年度の3月31日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第3項の規定に基づき認定を受けた当該特別区の被認定患者数

と、同表

補正IIの算式

$$\frac{B}{A \times 9943} + 1$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

」

資的経費の部教育費の款小学校費の項中「0.3105」及び「0.3256」及び「0.6895」及び「0.6744」及び「141,659,800」及び「168,871,459」及び「0.6694」及び「153,869,717」及び「182,691,756」及び「0.6860」及び「0.6694」及び「153,869,717」及び「1,297」及び「251,596,750」及び「335,462,000」及び「973」及び「477」及び「1,889」及び「2,333」及び「415,393,790」及び「521,078,040」及び「3,076」及び「3,821」及び。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

